

令和2年度高知県集出荷施設等緊急整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第8条において「規則」という。）第24条の規定に基づき令和2年度高知県集出荷施設等緊急整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、新たな生活様式に対応し、農産物の流通及び販売体制を維持及び強化するために、集出荷施設等において必要があると認める機械設備、施設等の整備に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当するときを除く。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、市町村長等が事業実施主体に補助金を交付する場合は、同様の条件を付さなければならない。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分等の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、減額又は経費の配分の変更が、補助金額の20パーセント以内であり、かつ、当初計画と同等の目的を果たすと認められるものについてはこの限りでない。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方にしないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助事業者及び事業実施主体において、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（遂行状況の報告）

第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定により、補助金の交付の決定があった年度の12月28日現在において実績報告を提出していない場合は、別記第4号様式による遂行状況報告書を当該年度の1月15日までに、知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第9条 補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した市町村長等にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に提出する

とともに、県に返還しなければならない。

(繰越承認の申請等)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第7号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得た場合は、別記第8号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに、知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、概算払の請求を受けようとする場合は、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手)

第12条 補助事業の着手は、原則として、交付の決定に基づき行うものとするが、当該補助事業の実施に当たって、やむを得ない事由により交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第10号様式による交付決定前着手届を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第5号、第6号、第7号及び第8号、第9条第3項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第10条の規定に基づき繰越承認を受けた事業については、前項の規定にかかわらず、令和3年5月31日以降もなおその効力を有する。